

○内部者取引に対する課徴金勧告状況

(表1) 重要事実別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	23	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	3	22
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	0	1
株式分割	0	2	0	0	0	0	0	2
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	1	1
株式交換	0	0	0	2	2	2	0	6
合併	0	0	2	1	0	0	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	2	21
子会社異動を伴う 株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	0	1
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	0	11
損害の発生	0	0	0	0	0	0	1	1
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	0	2
決算情報	0	5	3	3	2	1	2	16
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	1	8
子会社の重要事実	0	1	0	0	3	0	2	6
公開買付け	0	0	3	3	13	2	7	28
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	121

- (注) 1. 年度とは当年4月～翌年3月をいう。
 2. 件数は、納付命令対象者ベースで計上（以上、(表2) (表3)において同じ）
 3. 複数の重要事実を知って内部者取引を行った場合、それぞれに重複計上している。
 そのため、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない場合がある。
 4. 公開買付けには、公開買付けに準ずる行為を重要事実とするものも含んでいる。

(表2) 行為者属性(適用条項)別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	23	計
会社関係者(166条)	4	8	9	14	13	8	2	58
発行体役員(1項1号)	0	1	1	2	4	1	0	9
発行体社員(1項1号)	4	3	3	4	7	2	1	24
発行体(1項1号)	0	2	1	0	0	0	0	3
契約締結者等(1項4号・5号)	0	2	4	8	2	5	1	22
公開買付者等関係者(167条)	0	0	0	1	4	0	1	6
買付者役員(1項1号)	0	0	0	1	0	0	0	1
買付者社員(1項1号)	0	0	0	0	1	0	0	1
買付者との契約締結者等(1項4号・5号)	0	0	0	0	3	0	1	4
第一次情報受領者	0	3	7	4	21	12	12	59
会社の重要事実(166条3項)	0	3	4	2	12	10	6	37
公開買付け事実(167条3項)	0	0	3	2	9	2	6	22
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	121

(注) 平成20年度においては、違反行為者が複数の違反行為を行った結果、属性(適用条項)を重複して計上しているものが2件ある。(会社関係者中、発行体役員と契約締結者等とに重複計上しているものが1件、第一次情報受領者中、会社の重要事実と公開買付け事実とに重複計上しているものが1件)
したがって、各欄の件数の合計と年度別勧告件数欄の数値とは一致しない。

(表3) 情報伝達者の属性

年 度	18	19	20	21	22	23	計
会社重要事実の伝達(166条)	3	4	2	12	10	6	37
発行体役員(1項1号)	2	0	1	4	1	2	10
発行体社員(1項1号)	0	1	0	5	1	0	7
発行体の業務従事者(1項1号)	0	0	0	0	1	0	1
契約締結者等(1項4号・5号)	1	3	1	3	7	4	19
公開買付け事実の伝達(167条)	0	3	2	9	2	6	22
買付者役員(1項1号)	0	0	0	0	1	0	1
買付者社員(1項1号)	0	0	0	1	0	2	3
買付者の業務従事者(1項1号)	0	1	0	1	0	0	2
買付者との契約締結者等 (1項4号・5号)	0	2	2	7	1	4	16
うち 買付対象者役員・社員	0	0	2	3	1	3	9

(注) 平成20年度においては、同一の違反行為者について会社重要事実についての発行体役員からの伝達と、公開買付け事実の契約締結者等(買付対象者役員)からの伝達とに重複して計上している。